

公共調達物の適正化について(平成18年度8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(金庫競争又は公募)	予定価格	契約金額	遅札率	再評価の 役員の数	備 考
常陸河川国道事務所防犯管理業務	児玉好史 関東地方整備局常陸河川国道事務所 茨城県水戸市千波町1962-2	H24.1	国際警備保障(株) 茨城県水戸市千波町1820-23	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は常陸河川国道事務所防犯管理業務を行うものである。 本業務において必要とされる警備機器については、上記業者において設置されており、所有権についても上記業者が有している。当業務は平成21年度より上記業者より履行されており、設置した機器については減価償却期間内である。 よって、本業務については、警備機器警備機器等を設置し、その所有権を有し、業務に精通している上記業者と随意契約をするものである。	非公表	2,079,000	-		
平成22年度防犯管理業務	児玉好史 関東地方整備局常陸河川国道事務所 茨城県水戸市千波町1962-2	H24.1	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-1	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は常陸河川国道事務所各出張所及び災害対策用機庫の防犯管理業務を行うものである。 本業務において必要とされる警備機器については、上記業者において設置されており、所有権についても上記業者が有している。当業務は平成12年度より上記業者より履行されており、当初設置した機器については減価償却期間6年を経過しているが、その後平成18年1月末に鹿嶋園出張所移転に伴う警備機器の設置、平成19年1月に久慈川上流出張所及び那珂川出張所において警備機器の増設を行っており、各機器については減価償却期間内である。 また、他社と契約した場合には、庁舎等において現在の警備機器の撤去がなされ、新たに警備機器の新設を行うことになるが、現業者において3月31日までの履行を行い、4月1日から新たな業者において継続的な防犯業務を行うことは実務的に不可能であるとともに、新たに多大な設備費を投資しなければならない。 よって、本業務については、警備機器を撤去し、その所有権を有し業務に精通している上記業者と随意契約をするものである。	非公表	5,985,000	-		
電子複写機の賃貸借及び保守(その2)	児玉好史 関東地方整備局常陸河川国道事務所 茨城県水戸市千波町1962-2	H24.1	富士ゼロックス茨城(株) 茨城県水戸市城南2-1-20	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、現在常陸河川国道事務所において使用している電子複写機の継続的な使用と、保守及び消耗品供給(以下賃貸借等という。)を行うものである。 当該複写機の導入に関しては、入札公告において、平成20年4月1日を履行開始日として、予算の範囲内において、36ヶ月間の賃貸借期間を予定することを条件とした一般競争入札により、富士ゼロックス茨城(株)との賃貸借契約を締結したものであり、既存製品の賃貸借等を行う唯一の契約対象である。 以上の理由から、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき上記業者と契約を締結するものである。	非公表	1,509,089	-		単価契約 (予定額 達額) 125,757.4 5×12= 1,509,089
常陸河川国道事務所プリンター賃貸借及び保守	児玉好史 関東地方整備局常陸河川国道事務所 茨城県水戸市千波町1962-2	H24.1	(株)フジタビジネスマシズ 茨城県水戸市城南1-2-8	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、現在常陸河川国道事務所において使用しているスキャナ付プリンターの継続的な使用と、保守及び消耗品供給(以下賃貸借等という。)を行うものである。 当該プリンターの導入に関しては、入札公告において、平成20年4月1日を履行開始日として、予算の範囲内において、36ヶ月間の賃貸借期間を予定することを条件とした一般競争入札により、(株)フジタビジネスマシズとの賃貸借契約を締結したものであり、既存製品の賃貸借等を行う唯一の契約対象である。 以上の理由から、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき上記業者と契約を締結するものである。	非公表	916,644	-		単価契約 (予定額 達額) 76,387× 12= 916,644
衛星通信用地球局設備1式締結	児玉好史 関東地方整備局常陸河川国道事務所 茨城県水戸市千波町1962-3	H21.10.22	(株)東芝 社会インフラシステム第四部	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 常陸河川国道事務所管内の既設の遠方監視用設備ほか70設備の修理を希望する参加者の有無を確認する公算手続きを行ったところ、参加意思表明書の提出がなかったため、当該設備の受注者である上記の業者に本件を履行させるものである。	非公表	1,752,500			
H22常陸河川国道事務所ホームページ改良業務	児玉好史 関東地方整備局常陸河川国道事務所 茨城県水戸市千波町1962-3	H21.11.18	ニッセイエプロ(株)	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、常陸河川国道事務所の事業等を分かりやすく提供するために既存ホームページコンテンツの見直し、コンテンツの整理等を実施し、CMSを利用したホームページ構築にすることにより、ホームページからの情報発信力を強化するとともに、事務所職員にてホームページの更新、修正が行えるよう改良するものである。 本業務は、高度な企画立案を要することから、具体的な取り組み方法について企画提案を求めた企画競争を採用した。 上記業者は、常陸河川国道事務所入札契約委員会により、企画競争入札方式に基づき提出された技術提案書の審査の結果、総合的に優れていると評価したものであり、下記適用条項に基づき随意契約するものである。	非公表	3,465,000			